市町村議会で議決した意見書（平成30年5月～平成30年8月）

平成30年8月31日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	金ヶ崎町	ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書	H30.6.12	1
2	金ヶ崎町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書	H30.6.12	2
3	洋野町	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、平成31年度政府予算拡充を求める意見書	H30.6.12	3
4	二戸市	地方財政の充実・強化を求める意見書	H30.6.22	4
5	二戸市	旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書	H30.6.22	5
6	大船渡市	ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書	H30.6.26	6
7	久慈市	安倍政権の疑惑・不祥事に対する真相究明及び責任追及を求める意見書	H30.6.29	7
8	久慈市	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書	H30.6.29	8

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	【議決年月日】平成 30 年６月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　総務大臣　国土交通大臣 内閣府特命担当大臣（規制改革）　衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書 国は、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、ライドシェアの本格導入に向けた検討を進めている。 ライドシェアは、普通第二種免許や運行管理者の配置も不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものである。また、事業主体は一切運送に関する責任は問われず、紛争等は当事者間での解決となることなど、多くの問題点が識者からも指摘されている。 このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全安心が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また、日本全国に展開されれば、国内タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。 タクシー事業は、国民の安全安心かつ快適・便利な交通機関として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、少子高齢化が一層進む中、地域におけるタクシー事業の重要性は、今後ますます高まることが予想される。 よって、国においては、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全安心で快適・便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、ライドシェアの導入は行わず、公共交通事業の適正化・活性化のための施策を推進するよう強く要望する。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	【議決年月日】平成 30 年６月 12 日 【提　出　先】内閣総理大臣　内閣官房長官　文部科学大臣　総務大臣　財務大臣 衆議院議長　参議院議長 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元に係る意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。特に小学校においては、平成３０年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。 義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。 記 １. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

市町村議会名	意見書の内容
洋　野　町	【議決年月日】平成 30 年６月 12 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元をはかるための、 平成 31 年度政府予算拡充を求める意見書 子どもの学ぶ意欲や主体的な取り組みを育む学校教育の役割は重要であり、その条件整備は不可欠である事から、計画的な教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度の拡充について、特段の配慮をされたい。 理由 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で、子どもたちのゆたかな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。特に小学校においては、今年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時間数の調整など対応に苦慮する状況となっている。ゆたかな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせないものである。 義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年「三位一体改革」の中で、国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられた。厳しい財政状況の独自財源により人的措置を行っている自治体もあるが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題である。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠である。 よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるようにするために、下記の措置を講じられるよう要請する。 １．計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２．教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 30 年６月 22 日 【提　出　先】内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、 内閣府特命担当大臣（地方創生規制改革担当）、 内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 【件　　　名】地方財政の充実・強化を求める意見書 地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。 一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。 こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながることが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないものです。 本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。 このため、2019 年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。 記 １．社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。 ２．子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。 ３．地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。 ４．災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であ

市町村議会名	意見書の内容
	り、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないよう、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。 5．地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。 同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。 6．地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。 同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税４税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。 7．自治体の基金残高を、地方財政計画や地方交付税に反映させないこと。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
二　戸　市	【議決年月日】平成 30 年６月 22 日 【提　出　先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、厚生労働大臣 【件　　　名】旧優生保護法下における優生手術の被害者に対する補償及び救済等の早期解決を求める意見書 「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」と定めた旧優生保護法に基づき、1996 年に同法が母体保護法に改正されるまでの約半世紀あまりの間、本人同意のない強制不妊手術を含む優生手術が、国の通知や都道府県の行政措置の下、数多く実施されてきた。旧厚生省の衛生年報等によれば、全国で約２万 5,000 人が不妊手術を受け、そのうち１万 6,500 人が本人同意のない強制手術だったとされている。 これまで、1998 年の国連の自由権規約委員会や、2016 年の国連の女子差別撤廃委員会からの優生手術の被害者に対する補償措置等を求める勧告が出されてきたが、国は何ら対応せず、優生手術の被害者は放置されたままだった。誤った優生思想によって国民が著しい人権侵害を受けたと認められる事態の解明と被害者の救済は、もはや放置できないことは明白である。 国会では、全会派からなる「優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟」が発足し、強制手術の被害者には結婚が破談となったり、子どもを産み、育てる夢を奪われたり、健康被害を訴えたりするなど、幸福追求権を保障した憲法 13 条などの侵害に当たることは明らかであり、また、国からの正式な謝罪や補償もいまだ行われていないとして、実態調査やヒアリング、被害者や当事者団体、市民団体との連携・協力を進め、具体的な支援の仕組みを検討することとしている。 優生手術の被害者は高齢化が進み、解決を急がなければならない。過去の反省に立って、一日も早く政治的及び行政的な責任に基づく解決策を実現すべきであり、下記の事項の実現を強く求めるものである。 記 １．国は、優生手術の被害者がすでに高齢化し、また、全国における優生手術の実態解明が時間的経過とともに困難になることから、優生手術に関する被害者の実態の速やかな調査及び記録の適正な保存を行うこと。 ２．全都道府県での相談窓口設置を行うなど、被害者に寄り添う対応を強化すること。 ３．「疑わしきは救済すべし」との考え方で、被害者に対する補償及び救済等の実施による早期解決を図ること。 以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
大船渡市	【議決年月日】平成30年６月26日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　国土交通大臣 内閣官房長官　内閣府特命担当大臣（規制改革） 【件　　　名】ライドシェアの導入に反対し、安全安心なタクシー事業を守る施策推進を求める意見書 国は、平成28年７月、シェアリングエコノミー検討会議を設置し、同年11月に中間報告書をまとめた。また、規制改革推進会議においても、一般のドライバーが利用客から運送対価を取って自家用車で利用客を送迎する、いわゆるライドシェア（無資格自家用車有償運送）の本格導入に向けた検討を進めている。 ライドシェアは、普通第二種免許が不要とされるなど、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる白タク行為を合法化するものであり、需給状況やドライバーによって運送対価が変動し安定したサービスの提供が困難であることや、24時間稼働の保証がなく、特に女性や高齢者の夜間利用が不便になること、安全及び運行管理に責任を負う主体が明確化されていないこと、他国では自動車配車アプリを運営する事業者と登録するドライバーとの雇用関係の有無や地位確認等で集団訴訟が提起されていることなど、多くの問題点が識者からも指摘されている。 このように多くの問題点を有しているにもかかわらず、ライドシェアが無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用客の安全安心が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また、日本全国に展開されれば、国内タクシー事業ばかりでなく、路線バスや貨物、鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。 特に、地域交通の大動脈として存在する鉄道やバスに対し、タクシー事業は、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、介護や通院、買い物など、地域で日常生活を送るために欠かせないきめ細かなドア・ツー・ドアの公共交通機関である。国民の安全安心かつ快適便利な交通機関として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、少子高齢化が一層進む中、地域におけるタクシー事業の重要性は、今後ますます高まることが予想される。 よって、国においては、地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業者が、より安全安心で快適便利な交通機関として利用客にサービスを提供できるよう、ライドシェアの導入は行わず、タクシー事業の適正化及び活性化のための施策を推進するよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成30年６月29日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　財務大臣　防衛大臣 厚生労働大臣　文部科学大臣　内閣官房長官 【件　　　名】安倍政権の疑惑・不祥事に対する真相究明及び責任追及を求める意見書 本年３月12日、学校法人森友学園への国有地売却に関する決裁文書の改ざん前の原本が明らかにされ、この原本によれば一年余りの間、政府は国会、国民に対して「嘘をつき続けた」ことが一目瞭然である。 安倍政権の国会、国民に対する不誠実な姿勢は、自衛隊の南スーダンの日報問題、裁量労働制についてのデータ問題、加計学園の獣医学部開設について文部科学省に内閣府が「官邸の最高レベルが言っている事」「総理の意向」などと要求していた記載文書問題など多くの疑惑が報じられている。 「森友学園」については、学校の開設認可、国有地の払い下げについて政治家の関与があったのではないかとの疑惑が残されたままである。今回の決裁文書の改ざんという驚くべき行為と、原本から削除された内容からは、安倍昭恵総理夫人や政治家の関与の疑惑が一層深まっており、関係者の証人喚問などによる疑惑の解明が必要である。 疑惑の解明なくしては、国民の政治不信が一層高まり、議会制民主主義そのものが崩壊しかねない状況となるのではと危惧せざるを得ない。 政府は、疑惑の追及に対して「出所不明」「文書は破棄した」などとその都度否定を繰り返し、ひたすら時間稼ぎを繰り返してきたが、議会制民主主義を守るためにも、真相究明と疑惑の徹底解明が不可欠である。 よって、国においては、速やかに疑惑・不祥事に対する真相究明をするとともに、責任の追及をし、国民に明らかにするよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

市町村議会名	意見書の内容
久　慈　市	【議決年月日】平成 30 年６月 29 日 【提　出　先】衆議院議長　参議院議長　内閣総理大臣　総務大臣　財務大臣 文部科学大臣 【件　　　名】教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度２分の１復元を求める意見書 学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠である。 特に小学校においては、今年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時間数の調整など対応に苦慮する状況となっている。 豊かな学びの実現のためには、教職員定数改善などの施策が最重要課題である。また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせない。 義務教育費国庫負担制度については、平成 18 年の「三位一体改革」の中で国庫負担率が２分の１から３分の１に引き下げられ、いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による人的措置が行われているが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることから、国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。 豊かな子どもたちの学びを保障するための条件整備は不可欠であることから、下記事項が実現されるよう強く要望する。 記 １　計画的な教職員定数改善を推進すること。 ２　教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。 以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。